



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ナ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 村 寛
(コード番号 : 9788 東証第 1 部)
問 合 せ 先 ビジネスポート本部長 川上 裕也
(T E L : 0 3 - 3 3 4 6 - 2 1 1 1)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「当社取締役」という。）および当社子会社 1 社（株式会社レオハウス。以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役を除く。以下「対象子会社取締役」といい、当社取締役と併せて「対象取締役」という。）を対象とする新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議致しました。

これにより、当社は、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 45 回定時株主総会に付議し、また、同様に、対象子会社は、対象子会社取締役を対象とする本制度の導入について、平成 28 年 6 月下旬に開催される対象子会社の定時株主総会に付議することと致しましたので（当社および対象子会社の株主総会を以下「本株主総会」と総称する。）、下記の通りお知らせ致します。

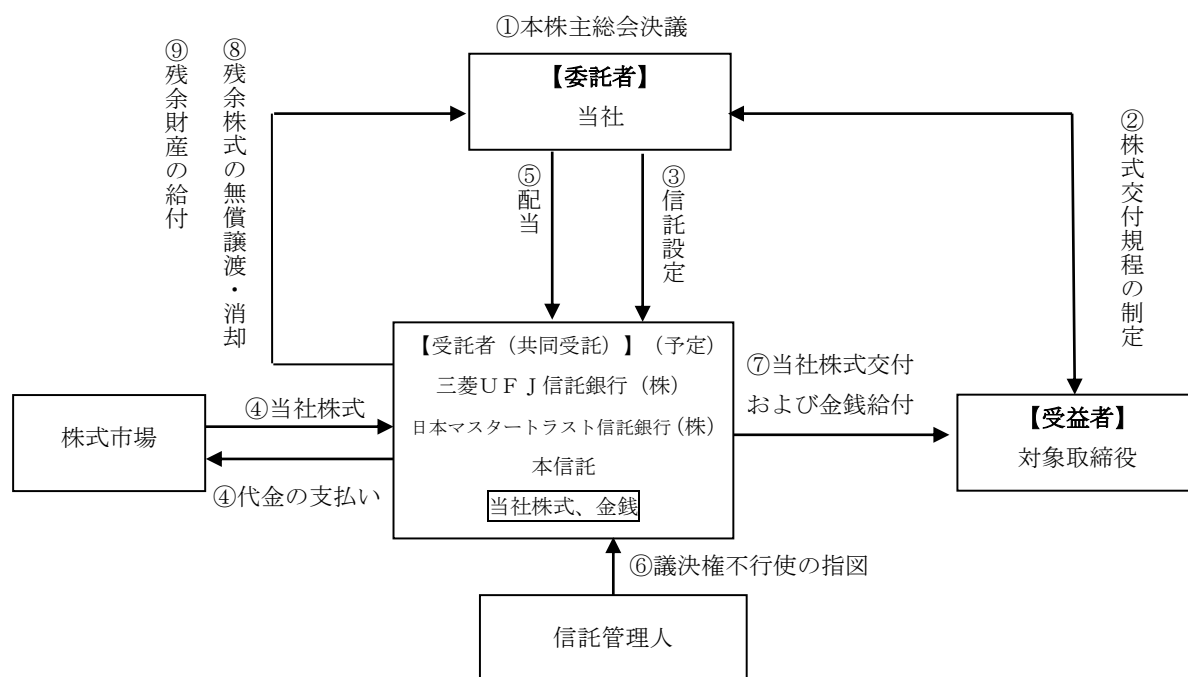
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、対象取締役を対象に、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を導入致します（※）。
- (2) 本制度の導入は、対象会社ごとに、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型の株式報酬制度として、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランです。対象会社は、対象取締役の退任後（当該取締役が死亡した場合は死亡後。以下同じ。）に、B I P 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて交付または給付（以下「交付等」という。）します。

※ 本制度の導入により、対象取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。

2. 本制度の概要



- ①対象会社は本制度の導入に関して、対象会社ごとに本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②対象会社は本制度の導入に関して、対象会社ごとに取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③対象子会社は①における本株主総会の承認決議の範囲内で当社に金銭を拠出し、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、①における当社の本株主総会の承認決議の範囲内で当社取締役に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、各対象会社が拠出した金額に応じて、各対象会社ごとに勘定を分けて管理されます。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績目標の達成度等に応じて、対象取締役に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役は、対象取締役の退任後（当該対象取締役が死亡した場合は死亡後）に累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間中の毎事業年度の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信

託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、対象会社および対象会社の役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に対象取締役について定められる累積ポイント数（下記(5)に定める。）に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記(7)に定める信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 33 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象とし、毎事業年度の業績目標の達成度等に応じて退任後に当社株式等を役員報酬として交付等を行う制度です。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記(4)参照）には、以降の各 5 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入に係る本株主総会決議

対象会社は、対象会社ごとに本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および対象取締役に対して付与するポイント（株式数）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)イによる本信託の継続を行う場合には、対象会社は、対象会社ごとに本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

対象取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時の累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 制度開始日以降の対象期間中に対象取締役として在任していること（制度開始日以降に新たに対象取締役となった者を含む。）
- ② 当社取締役または対象子会社取締役を退任していること（※1、※2）
- ③ 国内居住者であること
- ④ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 下記(5)に定める算定式によって累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※1 下記(4)ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が対象取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して対象取締役の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

※2 受益者要件を充足する対象取締役が対象取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡後一定の時期に死亡時における累積ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、対象取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から平成 33 年 8 月（予定）までの約 5 年間とします。

イ 本制度の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに 5 年間本信託の信託期間を延長し、対象会社は、延長

された信託期間ごとに、対象会社ごとに本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、対象会社ごとに本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

ウ 本制度の終了後の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

本制度を終了する場合においても、信託期間(上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間)の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役が在任している場合には、直ちに本信託を終了させずに、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、対象取締役に対する新たなポイントの付与は行いません。

(5) 対象取締役に交付等が行われる当社株式数(換価処分の対象となる株式数を含む。)

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式数(換価処分の対象となる株式数を含む。)は、信託期間中の毎年3月末日で終了する各事業年度において、役位ごとにあらかじめ定められた基準ポイントに業績達成度に応じて変動する業績連動係数を乗じたポイント数によって定まります。

毎年6月1日に対象取締役として在任する者には、信託期間中、毎年6月に上記により定まるポイント数が付与され、退任後に、ポイント数の累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じた当社株式等について交付等が行われます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

対象取締役が退任し受益者要件を満たした場合、当該対象取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる累積ポイント数の70%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を受領することができます。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において対象取締役に付与されるポイント(株式数)の総数の上限

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において対象取締役に付与されるポイント数(株式数)は、対象会社ごとに本株主総会決議において承認されることを条件として、それぞれ以下の上限に服するものとします。

① 当社

本信託に拠出する信託金の合計上限額 90百万円(※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託の信託期間中に対象取締役に對して付与するポイント(株式数)の総数の上限 10万ポイント

② 対象子会社

本信託に拠出する信託金の合計上限額 36百万円(※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託の信託期間中に対象取締役に對して付与するポイント(株式数)の総数の上限 4万ポイント

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の対象取締役の基本報酬および賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

本信託において対象取締役に付与されるポイント（株式数）の総数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち対象取締役に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合には、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託費用準備金を超過する部分について、対象会社および対象会社の役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|---|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 対象取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成28年8月10日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成28年8月10日（予定）～平成33年8月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成28年9月1日（予定）
（平成29年6月からポイントの付与を開始） |
| ⑩議決権行使 | 行使しません。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の金額 | 126百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成28年8月12日（予定）～平成29年3月31日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社はBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上